

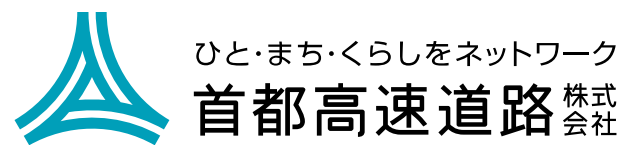
新：道路清掃業務仕様書(2019年04月)

旧：道路清掃業務仕様書(平成30年07月)

改訂内容

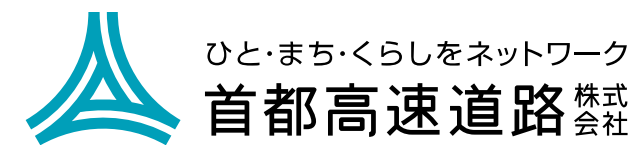
# 道路清掃業務共通仕様書

**2019年04月**



# 道路清掃業務共通仕様書

**平成30年7月**



変更

新：道路清掃業務仕様書(2019年04月)	旧：道路清掃業務仕様書(平成30年07月)	改訂内容
<b>第1節 一般事項</b>	<b>第1節 一般事項</b>	
		(略)
<b>1.1.2 用語の定義</b>	<b>1.1.2 用語の定義</b>	
1 契約 <u>図</u> 書 清掃契約書、 <b>設計図書</b> 及び <b>施工指示書</b> をいう。	1 契約書 <u>類</u> 清掃契約書、 <b>設計図書</b> 及び <b>施工指示書</b> をいう。	変更
		(略)
17 指示 <u>契約図書の定めに基づき</u> 、監督職員が受注者に対し、清掃業務の <b>施工</b> 上必要な事項について <b>書面により</b> 示し、実施させることをいう。	17 指示 監督職員が受注者に対し、清掃業務上必要な事項について書面 <u>をもって</u> 示し、実施させることをいう。	変更
18 承諾 契約 <u>図</u> 書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員 <u>また</u> は受注者若しくは現場代理人が書面により同意することをいう。	18 承諾 契約書 <u>類</u> で明示した事項について、発注者若しくは監督職員 <u>又</u> は受注者若しくは現場代理人が書面により同意することをいう。	変更
19 協議 書面により契約 <u>図</u> 書の協議事項について、発注者 <u>また</u> は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。	19 協議 書面により契約書 <u>類</u> の協議事項について、発注者 <u>若しくは</u> 監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。	変更
		(略)
21 提示 監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し清掃業務に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。	26 提示 監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し清掃業務に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。	
22 報告 受注者が監督職員に対し、清掃業務の状況又は結果について <b>書面</b> をもって知らせることをいう。	24 報告 受注者が監督職員に対し、清掃業務の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。	変更
23 通知 発注者 <u>また</u> は監督職員と受注者 <u>また</u> は現場代理人の間で、清掃業務に関する事項について、 <b>書面により互いに</b> 知らせることをいう。	22 通知 発注者 <u>又</u> は監督職員と受注者 <u>又</u> は現場代理人の間で、 <del>監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し</del> 清掃業務に関する事項について、書面 <u>をもって</u> 知らせることをいう。	変更
24 連絡 <u>連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</u>		追加
25 書面 手書き、印刷物等による <b>工事打合せ簿等の工事帳票</b> をいい、発行年月日を記載し、署名 <u>また</u> は押印したものを有効とする。ただし、電子データを電子メールにて <b>提出</b> することが可能と明記した書類については、電子データが書面に代わるものとする。なお、緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。	23 書面 手書き、印刷物の <b>伝達物</b> をいい、発行年月日を記載し、署名 <u>又</u> は押印したものを有効とする。ただし、電子データを電子メールにて <b>提出</b> することが可能と明記した書類については、電子データが書面に代わるものとする。なお、緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。	変更
26 立会 契約 <u>図</u> 書に示された項目について、監督職員が臨場 <u>により、その内容について契約図書との適合を確かめる</u> ことをいう。	24 立会 契約書 <u>類</u> に示された項目について、監督職員が臨場 <u>し内容を確認する</u> ことをいう。	変更
27 確認 契約 <u>図</u> 書に示された事項について、 <u>監督職員、検査職員または受注者が臨場もしくは</u> 関係資料により、その内容について契約 <u>図</u> 書との適合を確かめることをいう。	25 確認 契約書 <u>類</u> に示された事項について、臨場 <u>又は</u> 関係資料により、その内容について契約書 <u>類</u> との適合を確かめることをいう。	変更
28 請求 発注者又は受注者が、契約内容の履行又は変更に関して、相手側に <b>書面</b> をもって行う行為又は同意を求めることをいう。	27 請求 発注者又は受注者が、契約内容の履行又は変更に関して、相手側に書面をもって行う行為又は同意を求めることをいう。	変更
29 整備・保管 受注者が監督職員に <b>確認</b> を受けた書類を、受注者の責任において、整理した状態で保管することを <u>い</u> う。	28 整備・保管 受注者が監督職員に確認を受けた書類を、受注者の責任において、整理した状態で保管することを <u>言</u> う。	変更
1.1.3 契約 <u>図</u> 書の解釈	1.1.3 契約書 <u>類</u> の解釈	変更

新：道路清掃業務仕様書(2019年04月)	旧：道路清掃業務仕様書(平成30年07月)	改訂内容
<p>1 契約<u>図</u>書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一方に定めのある事項は、契約の履行を拘束する。</p> <p>2 <b>設計図書</b>は、現場説明に対する質問回答書、道路清掃業務請負現場説明書、特記仕様書、清掃共通仕様書、金額を記載しない設計書の順に優先適用する。</p>	<p>1 契約書<u>類</u>は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一方に定めのある事項は、契約の履行を拘束する。</p> <p>2 <b>設計図書</b>は、現場説明に対する質問回答書、道路清掃業務請負現場説明書、特記仕様書、清掃共通仕様書、金額を記載しない設計書の順に優先適用する。</p>	
		(略)
<p><b>1.1.5 日数の解釈</b>  契約<u>図</u>書において使用する契約工期、指示工期及びその他の日数は、清掃契約書第1条第10項によるものとし、すべて暦日で示され、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始の12月29日から翌年1月3日までの間、天候不良等による休業休止日等を含むものとする。</p>	<p><b>1.1.5 日数の解釈</b>  契約書<u>類</u>において使用する契約工期、指示工期及びその他の日数は、清掃契約書第1条第10項によるものとし、すべて暦日で示され、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始の12月29日から翌年1月3日までの間、天候不良等による休業休止日等を含むものとする。</p>	<u>変更</u>
<p><b>1.1.6 遵守すべき法令等</b>  1 受注者は、当該清掃業務に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(1)会計法(平成18年6月改正 法律第53号)  (2)建設業法(平成26年6月改正 法律第69号)  (3)下請代金支払遅延等防止法(平成21年6月改正 法律第51号)  (4)労働基準法(平成27年5月改正 法律第31号)  (5)労働安全衛生法(平成29年5月改正 法律第41号)  (6)作業環境測定法(平成26年6月改正 法律第82号)  (7)じん肺法(平成26年6月改正 法律第82号)  (8)雇用保険法(平成28年6月改正 法律第63号)  (9)労働者災害補償保険法(平成27年5月改正 法律第17号)  (10)健康保険法(平成30年7月改正 法律第79号)  (11)中小企業退職金共済法(平成28年6月改正 法律第66号)  (12)建設労働者の雇用の改善等に関する法律(平成30年7月改正 法律第71号)  (13)出入国管理及び難民認定法(平成28年11月改正 法律第89号)  (14)道路法(平成30年3月改正 法律第6号)  (15)道路交通法(平成29年6月改正 法律第52号)  (16)道路運送法(平成28年12月改正 法律第106号)  (17)道路運送車両法(平成29年5月改正 法律第40号)  (18)砂防法(平成25年11月改正 法律第76号)  (19)地すべり等防止法(平成26年6月改正 法律第69号)  (20)河川法(平成29年5月改正 法律第31号)  (21)海岸法(平成26年6月改正 法律第69号)  (22)港湾法(平成29年6月改正 法律第55号)  (23)港則法(平成28年5月改正 法律第42号)  (24)漁港漁場整備法(平成26年6月改正 法律第69号)  (25)下水道法(平成27年5月改正 法律第22号)  (26)航空法(平成28年5月改正 法律第51号)  (27)公有水面埋立法(平成26年6月改正 法律第51号)  (28)軌道法(平成18年3月改正 法律第19号)  (29)森林法(平成30年6月改正 法律第35号)  (30)環境基本法(平成26年5月改正 法律第46号)  (31)火薬類取締法(平成27年6月改正 法律第50号)  (32)大気汚染防止法(平成27年6月改正 法律第41号)  (33)騒音規制法(平成26年6月改正 法律第72号)  (34)水質汚濁防止法(平成28年5月改正 法律第47号)  (35)湖沼水質保全特別措置法(平成26年6月改正 法律第72号)  (36)振動規制法(平成26年6月改正 法律第72号)  (37)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(平成29年6月改正 法律第61号)  (38)文化財保護法(平成26年6月改正 法律第69号)</p>	<p><b>1.1.6 遵守すべき法令等</b>  1 受注者は、当該清掃業務に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。  なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(1)会計法(平成18年6月改正 法律第53号)  (2)建設業法(平成26年6月改正 法律第69号)  (3)下請代金支払遅延等防止法(平成21年6月改正 法律第51号)  (4)労働基準法(平成27年5月改正 法律第31号)  (5)労働安全衛生法(平成27年5月改正 法律第17号)  (6)作業環境測定法(平成26年6月改正 法律第82号)  (7)じん肺法(平成26年6月改正 法律第82号)  (8)雇用保険法(平成28年6月改正 法律第63号)  (9)労働者災害補償保険法(平成27年5月改正 法律第17号)  (10)健康保険法(平成28年12月改正 法律第114号)  (11)中小企業退職金共済法(平成28年6月改正 法律第66号)  (12)建設労働者の雇用の改善等に関する法律(平成28年5月改正 法律第47号)  (13)出入国管理及び難民認定法(平成28年11月改正 法律第89号)  (14)道路法(平成28年3月改正 法律第19号)  (15)道路交通法(平成27年9月改正 法律第76号)  (16)道路運送法(平成28年12月改正 法律第106号)  (17)道路運送車両法(平成28年11月改正 法律第86号)  (18)砂防法(平成25年11月改正 法律第76号)  (19)地すべり等防止法(平成26年6月改正 法律第69号)  (20)河川法(平成27年5月改正 法律第22号)  (21)海岸法(平成26年6月改正 法律第69号)  (22)港湾法(平成28年5月改正 法律第45号)  (23)港則法(平成28年5月改正 法律第42号)  (24)漁港漁場整備法(平成26年6月改正 法律第69号)  (25)下水道法(平成27年5月改正 法律第22号)  (26)航空法(平成28年5月改正 法律第51号)  (27)公有水面埋立法(平成26年6月改正 法律第51号)  (28)軌道法(平成18年3月改正 法律第19号)  (29)森林法(平成28年5月改正 法律第47号)  (30)環境基本法(平成26年5月改正 法律第46号)  (31)火薬類取締法(平成27年6月改正 法律第50号)  (32)大気汚染防止法(平成27年6月改正 法律第41号)  (33)騒音規制法(平成26年6月改正 法律第72号)  (34)水質汚濁防止法(平成28年5月改正 法律第47号)  (35)湖沼水質保全特別措置法(平成26年6月改正 法律第72号)  (36)振動規制法(平成26年6月改正 法律第72号)  (37)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(平成27年7月改正 法律第58号)  (38)文化財保護法(平成26年6月改正 法律第69号)</p>	<u>追加</u>

新：道路清掃業務仕様書(2019年04月)	旧：道路清掃業務仕様書(平成30年07月)	改訂内容
<p>(39)砂利採取法(平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(40)電気事業法(平成28年6月改正 法律第59号)</p> <p>(41)消防法(平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(42)測量法(平成23年6月改正 法律第61号)</p> <p>(43)建築基準法(平成30年6月改正 法律第67号)</p> <p>(44)都市公園法(平成29年5月改正 法律第26号)</p> <p>(45)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成26年6月改正 法律第55号)</p> <p>(46)土壤汚染対策法(平成29年5月改正 法律第33号)</p> <p>(47)駐車場法(平成29年5月改正 法律第26号)</p> <p>(48)海上交通安全法(平成28年5月改正 法律第42号)</p> <p>(49)海上衝突予防法(平成15年6月改正 法律第63号)</p> <p>(50)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(平成29年5月改正 法律第41号)</p> <p>(51)船員法(平成29年4月改正 法律第21号)</p> <p>(52)船舶職員及び小型船舶操縦者法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(53)船舶安全法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(54)自然環境保全法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(55)自然公園法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(57)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(58)河川法施行法抄(平成11年12月改正 法律第160号)</p> <p>(59)技術士法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(60)漁業法(平成30年7月改正 法律第75号)</p> <p>(61)空港法(平成25年11月改正 法律第76号)</p> <p>(62)計量法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(63)厚生年金保険法(平成28年12月改正 法律第114号)</p> <p>(64)航路標識法(平成28年5月改正 法律第42号)</p> <p>(65)資源の有効な利用の促進に関する法律(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(66)最低賃金法(平成24年4月改正 法律第27号)</p> <p>(67)職業安定法(平成29年3月改正 法律第14号)</p> <p>(68)所得税法(平成30年1月改正 法律第7号)</p> <p>(69)水産資源保護法(平成27年9月改正 法律第70号)</p> <p>(70)船員保険法(平成29年6月改正 法律第52号)</p> <p>(71)著作権法(平成30年7月改正 法律第70号)</p> <p>(72)電波法(平成30年12月改正 法律第102号)</p> <p>(73)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成27年6月改正 法律第40号)</p> <p>(74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律(平成29年3月改正 法律第14号)</p> <p>(75)農薬取締法(平成30年6月改正 法律第53号)</p> <p>(76)毒物及び劇物取締法(平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(77)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月法律第41号)</p> <p>(78)公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成26年6月法律第56号)</p> <p>(79)警備業法(平成23年6月改正 法律第61号)</p> <p>(80)個人情報保護に関する法律(平成28年5月改正 法律第51号)</p> <p>(81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成30年5月改正 法律第32号)</p> <p>(82)車両制限令(平成26年5月改正政令第187号)</p> <p>(83)道路交通法施行令(平成30年1月改正 政令第1号)</p>	<p>(39)砂利採取法(平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(40)電気事業法(平成28年6月改正 法律第59号)</p> <p>(41)消防法(平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(42)測量法(平成23年6月改正 法律第61号)</p> <p>(43)建築基準法(平成28年6月改正 法律第72号)</p> <p>(44)都市公園法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(45)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成26年6月改正 法律第55号)</p> <p>(46)土壤汚染対策法(平成26年6月改正 法律第61号)</p> <p>(47)駐車場法(平成28年12月改正 法律第122号)</p> <p>(48)海上交通安全法(平成28年5月改正 法律第42号)</p> <p>(49)海上衝突予防法(平成15年6月改正 法律第63号)</p> <p>(50)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(平成26年6月改正 法律第73号)</p> <p>(51)船員法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(52)船舶職員及び小型船舶操縦者法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(53)船舶安全法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(54)自然環境保全法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(55)自然公園法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(57)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(58)河川法施行法抄(平成11年12月改正 法律第160号)</p> <p>(59)技術士法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(60)漁業法(平成28年5月改正 法律第51号)</p> <p>(61)空港法(平成25年11月改正 法律第76号)</p> <p>(62)計量法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(63)厚生年金保険法(平成28年12月改正 法律第114号)</p> <p>(64)航路標識法(平成28年5月改正 法律第42号)</p> <p>(65)資源の有効な利用の促進に関する法律(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(66)最低賃金法(平成24年4月改正 法律第27号)</p> <p>(67)職業安定法(平成28年5月改正 法律第47号)</p> <p>(68)所得税法(平成28年11月改正 法律第89号)</p> <p>(69)水産資源保護法(平成27年9月改正 法律第70号)</p> <p>(70)船員保険法(平成28年12月改正 法律第114号)</p> <p>(71)著作権法(平成28年5月改正 法律第61号)</p> <p>(72)電波法(平成27年5月改正 法律第26号)</p> <p>(73)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成27年6月改正 法律第40号)</p> <p>(74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律(平成28年3月改正 法律第17号)</p> <p>(75)農薬取締法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(76)毒物及び劇物取締法(平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(77)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成27年6月法律第60号)</p> <p>(78)公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成26年6月法律第56号)</p> <p>(79)警備業法(平成23年6月改正 法律第61号)</p> <p>(80)個人情報保護に関する法律(平成28年5月改正 法律第51号)</p> <p>(81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(82)車両制限令(平成26年5月改正政令第187号)</p> <p>(83)道路交通法施行令(平成28年7月改正 政令第268号)</p>	
<p>2 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。</p> <p>3 受注者は、当該清掃業務の<b>設計図書</b>及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし、不相当であったり矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に<b>通知</b>し、その<b>確認を請求</b>しなければならない。</p> <p><b>4 設計図書に示される要領・基準等の改訂等が実施された場合には、その適用について受発注者間の協議</b></p>	<p>2 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。</p> <p>3 受注者は、当該清掃業務の<b>設計図書</b>及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし、不相当であったり矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に<b>通知</b>し、その<b>確認を請求</b>しなければならない。</p>	

新：道路清掃業務仕様書(2019年04月)	旧：道路清掃業務仕様書(平成30年07月)	改訂内容
<u>により決定しなければならない。</u>		
<p><b>1.1.7 書類の提出</b></p> <p>1 受注者は、提出書類を<b>当社制定の「工事関係様式集」及び「電子納品等運用ガイドライン」</b>に基づいて、<b>提出</b>しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の<b>指示</b>する様式によらなければならない。</p> <p>2 受注者は、書類を<b>提出</b>するときは、原本により行うものとし、原則として直接持参し、<b>提出</b>しなければならない。この場合において、次に掲げる書類以外の書類は、監督職員に<b>提出</b>するものとする。ただし、電子データを電子メールにて<b>提出</b>することが可能と明記した書類については、電子データが原本に代わるものとする。</p> <p>(1)請負代金額に係る書類  (2)請負代金代理受領承諾書  (3)遅延利息請求書  (4)監督職員に関する措置請求に係る書類  (5)その他現場説明の際に指定した書類</p>	<p><b>1.1.7 書類の提出</b></p> <p>1 受注者は、提出書類を<b>設計図書又は「工事関係様式集」</b>に基づいて、<b>提出</b>しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の<b>指示</b>する様式によらなければならない。</p> <p>2 受注者は、書類を<b>提出</b>するときは、原本により行うものとし、原則として直接持参し、<b>提出</b>しなければならない。この場合において、次に掲げる書類以外の書類は、監督職員に<b>提出</b>するものとする。ただし、電子データを電子メールにて<b>提出</b>することが可能と明記した書類については、電子データが原本に代わるものとする。</p> <p>(1)請負代金額に係る書類  (2)請負代金代理受領承諾書  (3)遅延利息請求書  (4)監督職員に関する措置請求に係る書類  (5)その他現場説明の際に指定した書類</p>	変更
		(略)
<p><b>1.1.9 官公庁等への手続等</b></p> <p><u>1 受注者は、清掃業務履行期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。</u></p> <p><u>2 受注者は、清掃業務の履行にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者は、諸手続において許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。</u></p> <p><u>4 受注者は、手続に許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。</u></p> <p><u>5 受注者は、清掃業務の履行にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。</u></p> <p><u>6 受注者は、地元関係者等から清掃業務の履行に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。</u></p> <p><u>7 受注者は、地方公共団体、地域住民等と清掃業務の履行に必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。</u></p> <p><u>8 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等、明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</u></p>	<p><b>1.1.9 関係官公署等への手続き等</b></p> <p><del>1 受注者は、清掃業務履行期間中、関係官公署その他の関係機関及び地元住民等と緊密な連絡及び十分な協調を保たなければならない。</del></p> <p><del>2 受注者は、清掃業務の履行にあたり、法令若しくは条例又は設計図書の定めにより、受注者が行うべき履行上必要な関係官公署への届出等を行うときは、自らの責任と費用により迅速に処理しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、監督職員の指示を受けなければならない。</del></p> <p><del>3 受注者は、前項に規定する届け出等に際しては、事前にその内容を記載した文書により報告し、監督職員の指示があればそれに従うものとする。</del></p> <p><del>4 受注者は、常に届出又は許可の条件を把握して清掃業務を履行するとともに、その実施状況を随時報告し、監督職員の指示があればそれに従うものとする。</del></p> <p><del>5 受注者は、地域住民等から清掃業務の履行に対する理解と協力を得られるよう努めるとともに、地域住民等との間に紛争が生じないように努め、苦情があった場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。また、その内容について後日紛争とならないよう文書にて記録を残す等明確にしておくとともに、状況を随時報告し、監督職員の指示があればそれに従うものとする。</del></p> <p><del>6 受注者は、国、都、県、区市町村その他の公共団体及び地域住民等と清掃業務の履行上必要な協議を、受注者の行うべきものについては自らの責任において行うものとする。受注者は、協議に先立ち、監督職員に事前報告の上、これらの協議に当たっては誠意をもって対応しなければならない。</del></p>	変更
<p><b>1.1.10 資料作成作業の協力</b></p> <p>1 受注者は、監督職員の<b>指示</b>に従い、当社が行う官公署への<b>協議</b>に必要な資料の作成作業を協力しなければならない。</p> <p>2 受注者は、監督職員が、清掃業務に必要な履行関係資料、統計資料等の<b>提出</b>を求めた場合には、資料等を作成し、<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>3 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の<b>指示</b>によりこれに協力しなければならない。</p> <p>4 受注者は、当該清掃業務が当社の実施する施工実態調査の対象<b>業務</b>となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>5 第1項～第4項に定める資料等の作成に要する費用は、受注者の負担とする。</p>	<p><b>1.1.10 資料作成作業の協力</b></p> <p>1 受注者は、監督職員の<b>指示</b>に従い、当社が行う官公署への<b>協議</b>に必要な資料の作成作業を協力しなければならない。</p> <p>2 受注者は、監督職員が、清掃業務に必要な履行関係資料、統計資料等の<b>提出</b>を求めた場合には、資料等を作成し、<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>3 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の<b>指示</b>によりこれに協力しなければならない。</p> <p>4 受注者は、当該清掃業務が当社の実施する施工実態調査の対象<b>工事</b>となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>5 第1項～第4項に定める資料等の作成に要する費用は、受注者の負担とする。</p>	変更
		(略)
<p><b>1.1.13 清掃業務の下請負</b></p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。<u>なお、<b>下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</b></u></p> <p>(1)受注者が、清掃業務の履行につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。  (2)下請負者が当社の競争参加資格を持つ者である場合には、競争参加停止期間中でないこと。  (3)下請負者は、当該下請負清掃業務の施工能力を有すること。</p>	<p><b>1.1.13 清掃業務の下請負</b></p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1)受注者が、清掃業務の履行につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。  (2)下請負者が当社の競争参加資格を持つ者である場合には、競争参加停止期間中でないこと。  (3)下請負者は、当該下請負清掃業務の施工能力を有すること。</p>	追加

新：道路清掃業務仕様書(2019年04月)	旧：道路清掃業務仕様書(平成30年07月)	改訂内容
<p><b>1.1.14 施工体制台帳等</b></p> <p>1 受注者は、清掃業務を履行するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、<b>補修基地</b>に備えるとともに、施工体制台帳等通知書<b>により施工体制台帳の写しを提出</b>しなければならない。</p> <p>2 施工体制台帳には下記の内容を記載しなければならない。</p> <p>(1)建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施行規則第十四条の二に掲げる事項</p> <p>(2)安全衛生責任者名、安全衛生推進者、雇用管理責任者名</p> <p>(3)一次下請負人となる警備会社の商号または名称、現場責任者名、工期</p> <p>3 第1項の受注者は、国土交通省令に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、<b>清掃業務</b>関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>4 第1項の受注者は、清掃業務総括責任者に、現場(<b>補修基地を含む。</b>)において、<b>業務名</b>、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図-1.1を標準とする。</p> <div data-bbox="575 642 970 837" style="text-align: center;"> </div> <p>[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 [注2] 所属会社の社印とする。</p> <p>図-1.1 名札の標準図</p> <p>5 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつど速やかに<b>提出</b>しなければならない。</p>	<p><b>1.1.14 施工体制台帳等</b></p> <p>1 受注者は、清掃業務を履行するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、<b>工事現場</b>に備えるとともに、<del>工事着手までに</del>、施工体制台帳等通知書を提出しなければならない。</p> <p>2 施工体制台帳には下記の内容を記載しなければならない。</p> <p>(1)建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施行規則第十四条の二に掲げる事項</p> <p>(2)安全衛生責任者名、安全衛生推進者、雇用管理責任者名</p> <p>(3)<del>清掃業務総括責任者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)の顔写真</del></p> <p><del>(4)</del>一次下請負人となる警備会社の商号または名称、現場責任者名、工期</p> <p>3 第1項の受注者は、国土交通省令に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、<b>工事</b>関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4 第1項の受注者は、清掃業務総括責任者に、<b>工事現場内</b>において、<b>工事名</b>、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図-1.1を標準とする。</p> <div data-bbox="1881 642 2276 837" style="text-align: center;"> </div> <p>[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 [注2] 所属会社の社印とする。</p> <p>図-1.1 名札の標準図</p> <p>5 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつど速やかに提出しなければならない。</p>	<p><b>変更</b></p>
<p><b>1.1.15 監督職員の権限及びその行使</b></p> <p>1 総括監督員</p> <p>(1)総括監督員は、清掃契約書第7条第2項に規定する権限を有する。</p> <p>(2)総括監督員は、決定、<b>指示</b>又は<b>協議</b>において、発注者の判断を行う者である。</p> <p>(3)総括監督員は、第三者に現場監督を委任する事ができる。この場合においては、受注者に第三者の氏名と権限を<b>通知</b>するものとする。現場監督を委任した第三者を変更したときも同様とする。</p> <p>(4)総括監督員が有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げるほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>イ 清掃契約書第2条の規定に基づく関連工事の調整</p> <p>ロ 清掃契約書第6条の規定に基づく受任者又は下請負人の<b>通知の請求</b></p> <p>ハ 清掃契約書第8条第1項の規定に基づく<b>通知</b>の受理</p> <p>ニ 清掃契約書第9条の規定に基づく履行報告の受理</p> <p>ホ 清掃契約書第11条第1項から第6項及び第9項から第10項の規定に基づく貸与品の取扱い</p> <p>ヘ 清掃契約書第12条第4項の規定に基づき受注者に代わって行う物件の処分又は補修基地の修復若しくは取片付け</p> <p>ト 清掃契約書第12条第5項の規定に基づく受注者のとるべき措置の期限、方法等の決定</p> <p>チ 清掃契約書第13条第3項の規定に基づく調査結果の<b>通知</b></p> <p>リ 清掃契約書第15条の規定に基づく補修工事の全部又は一部の施工の一時中止の<b>通知</b></p> <p>ヌ 清掃契約書第16条第2項の規定に基づく契約単価の変更の発注者と受注者の協議開始日の<b>通知</b></p> <p>ル 清掃契約書第27条第1項の規定に基づく破壊検査</p> <p>2 主任監督員</p> <p>(1)総括監督員は、清掃業務の履行についての監督のため主任監督員を定めるものとする。主任監督員は、総括監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。</p> <p>(2)主任監督員は、契約<b>図</b>書の定めるところにより、現場代理人等に<b>指示</b>、<b>承諾</b>又は<b>協議</b>を行うことができる。</p> <p>(3)主任監督員は、必要と認める清掃業務について、随時<b>立会</b>、又は担当監督員に命じて<b>立会</b>をさせることができる。</p> <p>(4)主任監督員の有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げるものとする。</p>	<p><b>1.1.15 監督職員の権限及びその行使</b></p> <p>1 総括監督員</p> <p>(1)総括監督員は、清掃契約書第7条第2項に規定する権限を有する。</p> <p>(2)総括監督員は、決定、<b>指示</b>又は<b>協議</b>において、発注者の判断を行う者である。</p> <p>(3)総括監督員は、第三者に現場監督を委任する事ができる。この場合においては、受注者に第三者の氏名と権限を<b>通知</b>するものとする。現場監督を委任した第三者を変更したときも同様とする。</p> <p>(4)総括監督員が有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げるほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>イ 清掃契約書第2条の規定に基づく関連工事の調整</p> <p>ロ 清掃契約書第6条の規定に基づく受任者又は下請負人の<b>通知の請求</b></p> <p>ハ 清掃契約書第8条第1項の規定に基づく<b>通知</b>の受理</p> <p>ニ 清掃契約書第9条の規定に基づく履行報告の受理</p> <p>ホ 清掃契約書第11条第1項から第6項及び第9項から第10項の規定に基づく貸与品の取扱い</p> <p>ヘ 清掃契約書第12条第4項の規定に基づき受注者に代わって行う物件の処分又は補修基地の修復若しくは取片付け</p> <p>ト 清掃契約書第12条第5項の規定に基づく受注者のとるべき措置の期限、方法等の決定</p> <p>チ 清掃契約書第13条第3項の規定に基づく調査結果の<b>通知</b></p> <p>リ 清掃契約書第15条の規定に基づく補修工事の全部又は一部の施工の一時中止の<b>通知</b></p> <p>ヌ 清掃契約書第16条第2項の規定に基づく契約単価の変更の発注者と受注者の協議開始日の<b>通知</b></p> <p>ル 清掃契約書第27条第1項の規定に基づく破壊検査</p> <p>2 主任監督員</p> <p>(1)総括監督員は、清掃業務の履行についての監督のため主任監督員を定めるものとする。主任監督員は、総括監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。</p> <p>(2)主任監督員は、契約書<b>類</b>の定めるところにより、現場代理人等に<b>指示</b>、<b>承諾</b>又は<b>協議</b>を行うことができる。</p> <p>(3)主任監督員は、必要と認める清掃業務について、随時<b>立会</b>、又は担当監督員に命じて<b>立会</b>をさせることができる。</p> <p>(4)主任監督員の有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げるものとする。</p>	<p><b>変更</b></p>

新：道路清掃業務仕様書(2019年04月)	旧：道路清掃業務仕様書(平成30年07月)	改訂内容
<p>る。</p> <p>イ 清掃契約書第2条の規定に基づく関連工事の調整</p> <p>ロ 清掃契約書第6条の規定に基づく受任者又は下請負人の<b>通知の請求</b></p> <p>ハ 清掃契約書第7条第2項に掲げる権限</p> <p>ニ 清掃契約書第7条第4項に掲げる行為</p> <p>ホ 清掃契約書第7条第5項に掲げる受領行為</p> <p>ヘ 清掃契約書第9条の規定に基づく履行報告の受理</p> <p>ト 清掃契約書第11条第2項に掲げる検査</p> <p>チ 清掃契約書第13条第2項に掲げる調査</p> <p>リ 清掃契約書第17条第1項、第2項及び第3項に掲げる権限</p> <p>3 担当監督員</p> <p>(1)総括監督員は、清掃業務の履行についての監督のため担当監督員を定めるものとする。担当監督員は、総括監督員又は主任監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。</p> <p>(2)担当監督員は、主任監督員の<b>指示</b>に基づき行う契約<b>図</b>書に定める検査及び<b>立会(確認を含む)</b>を行うことができる。</p> <p>(3)担当監督員は、清掃業務現場において、清掃業務履行方法等について必要な<b>指示</b>を行うことができる。</p> <p>(4)担当監督員の権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、主任監督員の権限と行為とされる事項のうち、次の各号に掲げるものを主任監督員の<b>指示</b>に基づき行うものとする。</p> <p>イ 清掃契約書第7条第2項第2号に掲げる権限</p> <p>ロ その他主任監督員が必要と認める事項</p> <p>4 施行管理員</p> <p>総括監督員は、担当監督員を補助させるために施行管理員を定め、前項(2)から(4)に規定する担当監督員の行為を行使させることができるものとする。</p> <p>5 監督職員は、その権限を行使するときは、「工事打合せ簿」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により、受注者に対して口頭による<b>指示</b>又は<b>承諾</b>を行ったときは、受注者は、当該<b>指示</b>又は<b>承諾</b>に従わなければならない。</p> <p>6 前項の口頭による<b>指示</b>又は<b>承諾</b>は、当該<b>指示</b>又は<b>承諾</b>の日から7日以内に、工事打合せ簿により、監督職員と受注者の間において<b>確認</b>されなければならない。</p>	<p>る。</p> <p>イ 清掃契約書第2条の規定に基づく関連工事の調整</p> <p>ロ 清掃契約書第6条の規定に基づく受任者又は下請負人の<b>通知の請求</b></p> <p>ハ 清掃契約書第7条第2項に掲げる権限</p> <p>ニ 清掃契約書第7条第4項に掲げる行為</p> <p>ホ 清掃契約書第7条第5項に掲げる受領行為</p> <p>ヘ 清掃契約書第9条の規定に基づく履行報告の受理</p> <p>ト 清掃契約書第11条第2項に掲げる検査</p> <p>チ 清掃契約書第13条第2項に掲げる調査</p> <p>リ 清掃契約書第17条第1項、第2項及び第3項に掲げる権限</p> <p>3 担当監督員</p> <p>(1)総括監督員は、清掃業務の履行についての監督のため担当監督員を定めるものとする。担当監督員は、総括監督員又は主任監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。</p> <p>(2)担当監督員は、主任監督員の指示に基づき行う契約<b>書類</b>に定める検査及び<b>立会(確認を含む)</b>を行うことができる。</p> <p>(3)担当監督員は、清掃業務現場において、清掃業務履行方法等について必要な<b>指示</b>を行うことができる。</p> <p>(4)担当監督員の権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、主任監督員の権限と行為とされる事項のうち、次の各号に掲げるものを主任監督員の<b>指示</b>に基づき行うものとする。</p> <p>イ 清掃契約書第7条第2項第2号に掲げる権限</p> <p>ロ その他主任監督員が必要と認める事項</p> <p>4 施行管理員</p> <p>総括監督員は、担当監督員を補助させるために施行管理員を定め、前項(2)から(4)に規定する担当監督員の行為を行使させることができるものとする。</p> <p>5 監督職員は、その権限を行使するときは、「工事打合せ簿」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により、受注者に対して口頭による<b>指示</b>又は<b>承諾</b>を行ったときは、受注者は、当該<b>指示</b>又は<b>承諾</b>に従わなければならない。</p> <p>6 前項の口頭による<b>指示</b>又は<b>承諾</b>は、当該<b>指示</b>又は<b>承諾</b>の日から7日以内に、工事打合せ簿により、監督職員と受注者の間において<b>確認</b>されなければならない。</p>	
<p><b>1.1.16 現場代理人等</b></p> <p>1 受注者は、現場代理人、清掃業務総括責任者を定め、契約締結後14日以内に、「現場代理人等選定通知書」に経歴書を添えて<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>2 清掃契約書第8条の規定に基づき設置する現場代理人、清掃業務総括責任者は受注者に所属する者とする。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。</p> <p><b>3</b> 受注者は、入札前に技術資料を<b>提出</b>した清掃業務にあつては現場代理人を、技術資料に記載した配置予定技術者の中から選定しなければならない。</p> <p>なお、特殊な事情により配置予定技術者の中から選定することが困難な場合にあつては、現場代理人等の「変更承諾申請書」を<b>提出</b>し、総括監督員の<b>承諾</b>を得て技術資料に記載した技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定するものとする。また、選定後に技術資料に記載した者以外のものに特殊な事情により変更しようとする場合にあつても、変更前の技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定したうえで「現場代理人等の変更承諾申請書」を<b>提出</b>し、総括監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>ここでの特殊な事情とは、次に掲げる場合とし、(2)、(3)の交代の時期は、<b>清掃業務</b>の継続性、品質確保等に支障が生じないようにしなければならない。</p> <p>(1)病気、死亡、退職、出産、育児、介護等、やむを得ない場合</p> <p>(2)受注者の責によらない理由により<b>清掃業務</b>中止または<b>清掃業務</b>内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合</p> <p>(3)契約工期が多年に及ぶ場合</p> <p><b>4</b> 受注者は、第1項の現場代理人等を変更した場合は、変更後14日以内に「変更選定通知書」を<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>5</b> 受注者は、第1項の現場代理人及び清掃業務総括責任者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。</p>	<p><b>1.1.16 現場代理人等</b></p> <p>1 受注者は、現場代理人、<del>総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、専任の元方安全衛生管理者(以下「元方安全衛生管理者」という。)</del>及び<del>清掃業務総括責任者を定め、契約締結後14日以内に、「現場代理人等選定通知書」に経歴書を添えて提出しなければならない。</del></p> <p>2 <del>受注者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないときは、その職務を代行する者(以下「元方安全衛生管理代理者」という。)をあらかじめ定め、契約締結後14日以内に前項の「現場代理人等選定通知書」を提出しなければならない。</del></p> <p><b>3</b> 清掃契約書第8条の規定に基づき設置する現場代理人、<del>総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者及び清掃業務総括責任者は受注者に所属する者とする。ただし、統括安全衛生責任者は、1.3.2第6項に該当する場合は、この限りではない。</del>なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。</p> <p><b>4</b> 受注者は、入札前に技術資料を<b>提出</b>した清掃業務にあつては現場代理人を、技術資料に記載した配置予定技術者の中から選定しなければならない。</p> <p>なお、特殊な事情により配置予定技術者の中から選定することが困難な場合にあつては、現場代理人等の「変更承諾申請書」を<b>提出</b>し、総括監督員の<b>承諾</b>を得て技術資料に記載した技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定するものとする。また、選定後に技術資料に記載した者以外のものに特殊な事情により変更しようとする場合にあつても、変更前の技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定したうえで「現場代理人等の変更承諾申請書」を<b>提出</b>し、総括監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>ここでの特殊な事情とは、次に掲げる場合とし、(2)、(3)の交代の時期は、<del>工事</del><b>工事</b>の継続性、品質確保等に支障が生じないようにしなければならない。</p> <p>(1)病気、死亡、退職、出産、育児、介護等、やむを得ない場合</p> <p>(2)受注者の責によらない理由により<b>工事</b>中止または<b>工事</b>内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合</p>	<p><b>変更</b></p>

新：道路清掃業務仕様書(2019年04月)	旧：道路清掃業務仕様書(平成30年07月)	改訂内容
<p>(1)現場代理人 原則として、他の<b>業務等</b>との兼任を認めないものとする。</p> <p>(2)清掃業務総括責任者 清掃業務における、現場(補修基地を含む。)に常駐して、清掃作業の各現場を総括管理する責任者。なお、その者は、原則として他の<b>業務等</b>との兼任を認めないものとする。</p>	<p>(3)契約工期が多年に及ぶ場合</p> <p>5 受注者は、第1項の現場代理人等を変更した場合は、変更後14日以内に「変更選定通知書」を<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>6 受注者は、第1項の現場代理人及び清掃業務総括責任者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。</p> <p>(1)現場代理人 原則として、他の<b>工事</b>との兼任を認めないものとする。</p> <p>(2)清掃業務総括責任者 清掃業務における、現場(補修基地を含む。)に常駐して、清掃作業の各現場を総括管理する責任者。なお、その者は、原則として他の<b>工事</b>との兼任を認めないものとする。</p> <p><del>7 受注者は、第1項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第2項の元方安全衛生管理代理者の選定にあたっては、次に掲げる者を選定しなければならない。</del></p> <p><del>-(1)総括安全衛生監理者 受注者から店社において受注清掃業務履行現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権限を与えられた者</del></p> <p><del>-(2)統括安全衛生責任者 労働安全衛生法第15条に規定する統括安全衛生責任者(当該場所においてその実施を統括管理する者)</del></p> <p><del>-(3)元方安全衛生管理者 労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者で、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</del></p> <p><del>-(4)元方安全衛生管理代理者 労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</del></p>	
		(略)
<p><b>1.1.23 条件変更等の処理</b></p> <p>1 受注者は、清掃契約書第13条第1項に規定する事実を発見し、当社に<b>確認を請求</b>するときは、「工事打合せ簿」にその内容を記載して、<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>2 条件変更等による<b>清掃業務</b>の変更等については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(首都高速道路株式会社)」を遵守して行うものとする。</p>	<p><b>1.1.23 条件変更等の処理</b></p> <p>1 受注者は、清掃契約書第13条第1項に規定する事実を発見し、当社に<b>確認を請求</b>するときは、「工事打合せ簿」にその内容を記載して、<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>2 条件変更等による<b>工事</b>の変更等については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(首都高速道路株式会社)」を遵守して行うものとする。</p>	<b>変更</b>
<p><b>1.1.25 清掃業務の中止</b></p> <p>1 発注者は、清掃契約書第15条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ<b>書面</b>をもって<b>通知</b>した上で、必要とする期間、清掃業務の全部又は一部の遂行について一時中止を命じることができる。</p> <p>(1)関連する他の工事により、清掃業務の履行を不相当と認めた場合。</p> <p>(2)第三者、受注者、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認める場合。</p> <p>(3)天候条件の変化により、作業が不相当なとき。</p> <p>(4)交通渋滞が激しく、作業の続行が困難なとき。</p> <p>(5)受注者が契約<b>図</b>書に違反した場合又は監督職員の<b>指示</b>に従わない場合。</p> <p>2 受注者は、清掃業務中止期間において、補修基地に搬入した清掃業務に必要な機械器具等について、監督職員と<b>協議</b>の上、清掃業務の維持保全に努めるとともに、清掃業務の続行に備えて必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 <b>清掃業務</b>の一時中止については「工事一時中止ガイドライン(首都高速道路株式会社)」を遵守して行うものとする。</p>	<p><b>1.1.25 清掃業務の中止</b></p> <p>1 発注者は、清掃契約書第15条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ<b>書面</b>をもって<b>通知</b>した上で、必要とする期間、清掃業務の全部又は一部の遂行について一時中止を命じることができる。</p> <p>(1)関連する他の工事により、清掃業務の履行を不相当と認めた場合。</p> <p>(2)第三者、受注者、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認める場合。</p> <p>(3)天候条件の変化により、作業が不相当なとき。</p> <p>(4)交通渋滞が激しく、作業の続行が困難なとき。</p> <p>(5)受注者が契約<b>書類</b>に違反した場合又は監督職員の<b>指示</b>に従わない場合。</p> <p>2 受注者は、清掃業務中止期間において、補修基地に搬入した清掃業務に必要な機械器具等について、監督職員と<b>協議</b>の上、清掃業務の維持保全に努めるとともに、清掃業務の続行に備えて必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 <b>工事</b>の一時中止については「工事一時中止ガイドライン(首都高速道路株式会社)」を遵守して行うものとする。</p>	<b>変更</b>
		(略)
<p><b>1.1.28 評定</b></p> <p>発注者は、<b>清掃業務</b>成績の評定を行うにあたり、受注者に臨場を求めることができる。</p>	<p><b>1.1.28 評定</b></p> <p>発注者は、<b>工事</b>成績の評定を行うにあたり、受注者に臨場を求めることができる。</p>	<b>変更</b>
		(略)



新：道路清掃業務仕様書(2019年04月)	旧：道路清掃業務仕様書(平成30年07月)	改訂内容
<p><b>1.1.31 清掃業務内容等の公表</b> 受注者は、清掃業務に関する事項について公表しようとするときは、あらかじめ書面により、清掃業務履行中においては総括監督員の、清掃業務終了後においては当社が定める者の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>1.1.31 工事内容等の公表</b> 受注者は、清掃業務に関する事項について公表しようとするときは、あらかじめ書面により、清掃業務履行中においては総括監督員の、清掃業務終了後においては当社が定める者の承諾を得なければならない。</p>	変更
		(略)
<p><b>1.1.34 過積載等の防止</b> 1 受注者は、ダンプカー等大型貨物自動車による土砂、大型の業務用資材及び機械などの運搬を伴う業務の履行については、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法」及び「車両制限令」に基づき、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識・安全施設等の設置場所その他交通安全対策上必要な事項について、清掃作業計画書に記載しなければならない。 2 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、「車両制限令」第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、「道路法」第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、「道路交通法施行令」第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、「道路交通法」第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 3 受注者は、土砂、資材等の運搬にあたっては、ダンプカー等大型貨物自動車の過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従い、次の各号を遵守しなければならない。 (1) 法に定める表示番号等を表示した車両を使用し、産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しないこと。 (2) 積載重量制限を超過して業務用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。 (3) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。 (4) 資材等の過積載を防止するため、資材等の購入等に当たっては、下請事業者等の利益を不当に害することのないようにすること。 (5) さし柵装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに清掃業務現場に出入りすることのないようにすること。 (6) 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。 (7) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。 (8) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 (9) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。 (10) 以上のことにつき、下請負契約における受注者を指導すること。</p>	<p><b>1.1.34 過積載等の防止</b> 1 受注者は、ダンプカー等大型貨物自動車による土砂、大型の業務用資材及び機械などの運搬を伴う業務の履行については、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法」及び「車両制限令」に基づき、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識・安全施設等の設置場所その他交通安全対策上必要な事項について、清掃作業計画書に記載しなければならない。 2 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、「車両制限令」第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、「道路法」第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、「道路交通法施行令」第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、「道路交通法」第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 3 受注者は、土砂、資材等の運搬にあたっては、ダンプカー等大型貨物自動車の過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従い、次の各号を遵守しなければならない。 (1) 法に定める表示番号等を表示した車両を使用し、産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しないこと。 (2) 積載重量制限を超過して業務用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。 (3) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。 (4) 資材等の過積載を防止するため、資材等の購入等に当たっては、下請事業者等の利益を不当に害することのないようにすること。 (5) さし柵装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。 (6) 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。 (7) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。 (8) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 (9) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。 (10) 以上のことにつき、下請負契約における受注者を指導すること。</p>	変更
		(略)
<p><b>1.1.36 清掃業務関係者に対する措置請求</b> 1 発注者又は、現場代理人が清掃業務の履行および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。 2 発注者または監督職員は、清掃業務総括責任者が清掃業務の履行および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p>	<p><b>1.1.36 工事関係者に対する措置請求</b> 1 発注者又は監督職員は、現場代理人(統括安全衛生責任者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。)が清掃業務の履行および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。 2 発注者または監督職員は、清掃業務総括責任者、統括安全衛生責任者(これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。)、総括安全衛生監督者、元方安全衛生管理者、元方安全衛生管理代理者が清掃業務の履行および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p>	変更
		(略)
<p><b>第3節 清掃業務管理</b></p>	<p><b>第3節 清掃業務管理</b></p>	
<p><b>1.3.1 一般</b> 受注者は、清掃業務を契約図書に適合するよう遂行するために、自らの責任により設備、組織等の清掃業務管理体制を確立しなければならない。</p>	<p><b>1.3.1 一般</b> 受注者は、清掃業務を契約書類に適合するよう遂行するために、自らの責任により設備、組織等の清掃業務管理体制を確立しなければならない。</p>	変更

新：道路清掃業務仕様書(2019年04月)	旧：道路清掃業務仕様書(平成30年07月)	改訂内容
<p><b>1.3.2 年間実施工程表</b></p> <p>1 受注者は、契約締結後、契約書等及び別途監督職員が指示する清掃作業各種における清掃頻度(回数)を満足する年間実施工程表を作成し、主任監督員に提出しなければならない。なお、年間実施工程表を変更する場合は、主任監督員の承諾を得ること。</p> <p>2 受注者は、監督職員が指示したときは、清掃契約書第1条第2項の規定により指示された工期に基づき、より詳細な「実施工程表」を作成し、提出しなければならない。</p>	<p><b>1.3.2 年間実施工程表</b></p> <p>1 受注者は、契約締結後、契約書類等及び別途監督職員が指示する清掃作業各種における清掃頻度(回数)を満足する年間実施工程表を作成し、主任監督員に提出しなければならない。なお、年間実施工程表を変更する場合は、主任監督員の承諾を得ること。</p> <p>2 受注者は、監督職員が指示したときは、清掃契約書第1条第2項の規定により指示された工期に基づき、より詳細な「実施工程表」を作成し、提出しなければならない。</p>	<p>変更</p>
		<p>(略)</p>
<p><b>1.3.11 環境保全</b></p> <p>1 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年4月16日)、関連法令及び条例並びに設計図書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び清掃業務の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>2 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ、監督職員に連絡しなければならない。また、第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、1.1.9の規定に従い対応しなければならない。</p> <p>3 受注者は、清掃業務に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</p> <p>4 受注者は、水中に清掃業務用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、清掃業務の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。</p> <p>5 受注者は、清掃業務の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成27年6月改正 法律第50号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領第1編(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建機(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>6 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p> <p>7 受注者は、ディーゼル規制に関する条例等を遵守し、規制適合車を使用しなくてはならない。なお、各都県の条例の名称は以下の通りである。</p> <p>(1)東京都：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成12年12月22日条例第215号)</p> <p>(2)神奈川県：神奈川県生活環境の保全等に関する条例 (平成9年10月17日条例第35号)</p> <p>(3)埼玉県：埼玉県生活環境保全条例 (平成13年7月17日条例第57号)</p>	<p><b>1.3.11 環境保全</b></p> <p>1 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年4月16日)、関連法令及び条例並びに設計図書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び清掃業務の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>2 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ、監督職員に連絡しなければならない。また、第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、1.1.9の規定に従い対応しなければならない。</p> <p>3 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</p> <p>4 受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。</p> <p>5 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成27年6月改正 法律第50号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領第1編(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建機(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>6 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p> <p>7 受注者は、ディーゼル規制に関する条例等を遵守し、規制適合車を使用しなくてはならない。なお、各都県の条例の名称は以下の通りである。</p> <p>(1)東京都：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成12年12月22日条例第215号)</p> <p>(2)神奈川県：神奈川県生活環境の保全等に関する条例 (平成9年10月17日条例第35号)</p> <p>(3)埼玉県：埼玉県生活環境保全条例 (平成13年7月17日条例第57号)</p>	<p>変更</p>

新：道路清掃業務仕様書(2019年04月)	旧：道路清掃業務仕様書(平成30年07月)	改訂内容
<p>(4)千葉県：千葉県ディーゼル自動車から排出される 粒子状物質の排出の抑制に関する条例（平成14年3月26日条例第2号）</p> <p>8 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達不可能的な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。</p> <p>9 受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律、<u>以下</u>「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>(1)グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。また、その調達実績について、監督職員から求められた場合には、集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、<b>設計図書</b>及び監督職員の指示による。</p> <p>(2)グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。</p>	<p>(4)千葉県：千葉県ディーゼル自動車から排出される 粒子状物質の排出の抑制に関する条例（平成14年3月26日条例第2号）</p> <p>8 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達不可能的な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。</p> <p>9 受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律、<del>平成27年9月改正 法律第66号</del>「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>(1)グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。また、その調達実績について、監督職員から求められた場合には、集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。</p> <p>(2)グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。</p>	
<p><b>1.3.14 現場発生品</b></p> <p><u>1 受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものである場合は、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。</u></p>	<p><b>1.3.14 現場発生品</b></p> <p><del>1 受注者は、清掃業務の履行に伴い、設計図書に定めのない現場発生品を発見したときは、直ちに報告し、監督職員の指示を受けるとともに、当該発生品の品名、規格及び数量について監督職員の確認を受けた後、「発生品報告書」を作成し提出しなければならない。</del></p> <p><del>2 受注者は、清掃業務の履行によって生じた現場発生品について、監督職員の指示する場所で引き渡さなければならない。</del></p>	(略) <b>変更</b>
<p><b>第4節 安全衛生管理</b></p>	<p><b>第4節 安全衛生管理</b></p>	
<p><b>1.4.1 一般</b></p> <p>1 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）や騒音障害防止のためのガイドライン（労働省 平成4年10月）を遵守するとともに、当社制定の「土木工事安全衛生管理指針」及び「建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達 平成17年3月31日改正）」を参考にして、常に清掃業務の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。なお、上記指針は当該清掃業務の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2 受注者は、清掃業務の履行中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となる行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。</p> <p>3 受注者は、作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。</p> <p>4 受注者は、<b>清掃業務の実施</b>において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、<b>清掃業務</b>完了時まで所定の様式により提出することができる。</p>	<p><b>1.4.1 一般</b></p> <p>1 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）や騒音障害防止のためのガイドライン（労働省 平成4年10月）を遵守するとともに、当社制定の「土木工事安全衛生管理指針」及び「建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達 平成17年3月31日改正）」を参考にして、常に清掃業務の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。なお、上記指針は当該清掃業務の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2 受注者は、清掃業務の履行中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となる行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。</p> <p>3 受注者は、作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。</p> <p>4 受注者は、<b>工事施工</b>において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、<b>工事</b>完了時まで所定の様式により提出することができる。</p>	<b>変更</b>
<p><b>1.4.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者</b></p> <p>1 受注者は、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者は、現場又は補修基地に常駐させなければならない。</p> <p><u>2 受注者は、前項により、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者を配置した場合には、「総括安全衛生監理者等選定通知書」に経歴書を添えて提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者は、前項の元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないときは、その職務を代行する者（以下「元方安全衛生管理代理者」という。）をあらかじめ定め、前項の「総括安全衛生管理者等選定通知書」により提出しなければならない。</u></p>	<p><b>1.4.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者</b></p> <p>1 受注者は、<del>1.1.16に規定する</del>総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者は、現場又は補修基地に常駐させなければならない。</p> <p>2 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。</p> <p>(1)労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。</p> <p>(2)労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。</p> <p>(3)健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。</p> <p>(4)労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。</p>	<b>変更</b>

新：道路清掃業務仕様書(2019年04月)	旧：道路清掃業務仕様書(平成30年07月)	改訂内容
<p>4 前項により配置する統括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者は受注者に所属する者とする。ただし、統括安全衛生責任者は、1.5.2の第11項に該当する場合は、この限りではない。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。</p> <p>5 受注者は、第1項及び第3項の統括安全衛生監理者等を変更したときは、変更後14日以内に「変更選定通知書」を提出しなければならない。</p> <p>6 受注者は、第1項の統括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第3項の元方安全衛生管理代理者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。</p> <p>(1)統括安全衛生監理者 受注者から店社において清掃業務現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権限を与えられた者</p> <p>(2)統括安全衛生責任者 労働安全衛生法第15条に規定する統括安全衛生責任者(当該場所においてその実施を統括管理する者)</p> <p>(3)元方安全衛生管理者 労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者で、業務の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p> <p>(4)元方安全衛生管理代理者 労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、業務の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p> <p>7 統括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。</p> <p>(1)労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。</p> <p>(2)労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。</p> <p>(3)健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。</p> <p>(4)労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。</p> <p>(5)毎月1回以上清掃業務履行現場内外を巡視して清掃業務の状況を把握し、清掃作業計画書のとおり清掃業務の履行及び安全衛生管理が行われているかどうかの<b>確認</b>をすること。</p> <p>(6)清掃業務を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を<b>指示</b>すること。</p> <p>(7)現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。</p> <p>(8)その他労働災害を防止するための措置に関すること。</p> <p>8 統括安全衛生責任者は、清掃業務現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第15条及び第30条第1項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。</p> <p>(1)清掃業務を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、直ちに処置し、その結果をとりまとめたうえで監督職員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>(2)災害及び事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般通行人その他の第三者及び必要があるときは労働者等を清掃業務現場周辺から退去させ、<b>報告</b>するとともに関係機関に<b>連絡</b>しなければならない。</p> <p>9 元方安全衛生管理者は、清掃業務現場又は補修基地に<b>専属の者</b>とし、労働安全衛生法第15条の2及び第30条第1項に規定されている業務のほか、清掃業務を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と<b>連絡</b>を密にして、速やかに処置<b>しなければならない</b>。また、<b>労働安全衛生法第29条に基づき実施した指導、指示の記録を整備し、これを整理・保管し、現場監督員が請求した場合は、直ちに提示しなければならない</b>。</p> <p>10 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、清掃業務現場又は補修基地に常駐し、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。<b>なお、この場合、代理を務める期間にあっては現場に専属の者でなければならない</b>。</p> <p>11 主任監督員は、一の場所において二以上の工事<b>等</b>が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第30条第2項の規定により、受注者と<b>協議</b>の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者(原則として統括安全衛生責任者)を指名し<b>通知</b>するものとする。</p> <p>12 受注者は、清掃業務中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	<p>(5)毎月1回以上清掃業務履行現場内外を巡視して清掃業務の状況を把握し、清掃作業計画書のとおり清掃業務の履行及び安全衛生管理が行われているかどうかの<b>確認</b>をすること。</p> <p>(6)清掃業務を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を<b>指示</b>すること。</p> <p>(7)現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。</p> <p>(8)その他労働災害を防止するための措置に関すること。</p> <p>3 統括安全衛生責任者は、清掃業務現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第15条及び第30条第1項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。</p> <p>(1)清掃業務を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、直ちに処置し、その結果をとりまとめたうえで監督職員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>(2)災害及び事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般通行人その他の第三者及び必要があるときは労働者等を清掃業務現場周辺から退去させ、<b>報告</b>するとともに関係機関に連絡しなければならない。</p> <p>4 元方安全衛生管理者は、清掃業務現場又は補修基地に<b>常駐</b>し、労働安全衛生法第15条の2及び第30条第1項に規定されている業務のほか、<b>次に掲げる業務を管理しなければならない</b>。 <del>なお、元方安全衛生管理者は、他の技術者と兼務できない。</del></p> <p><del>(1)清掃業務を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置<b>すること</b>。</del></p> <p><del>(2)安全衛生管理について、安全衛生管理日誌を毎日作成し、監督職員が請求した場合及びしゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査時に提示すること。提示のみを義務づけるが、納品は不要とする。なお、様式については、当社で定めるものを標準とするが、受注者が標準ではない様式を希望する場合には、予め清掃作業計画書にその様式を添付し、監督職員の承諾を得ることにより、標準の様式に代えることができるものとする。</del></p> <p>5 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、清掃業務現場又は補修基地に常駐し、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。 なお、<del>元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者が不在となる等、その職務を遂行できないときにあっては、他の技術者と兼務できない。</del></p> <p>6 主任監督員は、一の場所において二以上の工事が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第30条第2項の規定により、受注者と<b>協議</b>の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者(原則として統括安全衛生責任者)を指名し<b>通知</b>するものとする。</p> <p>7 受注者は、清掃業務中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	<p>(略)</p>

新：道路清掃業務仕様書(2019年04月)	旧：道路清掃業務仕様書(平成30年07月)	改訂内容
<p><b>1.4.9 交通安全管理</b></p> <p>1 受注者は、清掃用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に清掃業務に伴う損害を及ぼした場合は、清掃契約書第18条によって処置するものとする。</p> <p>2 受注者は、清掃業務車両による土砂等、資材及び機械などの輸送を伴う場合については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通整理員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p> <p>3 受注者は、当社管理外の供用中の道路に係る清掃業務の履行に当たっては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(内閣府・国土交通省令第4号、平成26年5月26日改正)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日)、道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月)及び道路工事保安施設設置基準(国関整道管65号、平成18年4月1日)に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>4 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に清掃業務資機材等を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により清掃業務を中断するときには、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</p> <p>5 受注者は、首都高速道路上の施工にあたり、当社制定の「高速道路上工事の保安施設実施要領に基づくほか、<b>設計図書</b>及び監督職員の<b>指示</b>に従い、一般通行車両への安全対策並びに使用人等の保安に万全を期さなければならない。</p> <p>6 受注者は、首都高速道路上で清掃業務を行う場合は、事前に補修工事等調整システムに入力するとともに他の工事との調整を図らなければならない。なお、首都高速道路以外の道路との管理境で作業を行う場合については監督職員の<b>指示</b>に従わなければならない。</p> <p>7 受注者は、首都高速道路上での作業開始時間帯が<b>設計図書</b>に明記されていない場合は、監督職員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p>8 受注者は、作業前ミーティング等において、運転者の運転免許証、健康状態、酒気帯びの有無をチェックするなど、運転者の法令遵守及び安全管理に努め、<b>確認の記録を整備し</b>なければならない。なお、監督職員から<b>指示</b>があった場合は、速やかに<b>提示</b>すること。</p>	<p><b>1.4.9 交通安全管理</b></p> <p>1 受注者は、清掃用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に清掃業務に伴う損害を及ぼした場合は、清掃契約書第18条によって処置するものとする。</p> <p>2 受注者は、清掃業務車両による土砂等、資材及び機械などの輸送を伴う場合については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通整理員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p> <p>3 受注者は、当社管理外の供用中の道路に係る清掃業務の履行に当たっては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(内閣府・国土交通省令第4号、平成26年5月26日改正)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日)、道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月)及び道路工事保安施設設置基準(国関整道管65号、平成18年4月1日)に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>4 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に清掃業務資機材等を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により清掃業務を中断するときには、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</p> <p>5 受注者は、首都高速道路上の施工にあたり、当社制定の「高速道路上工事の保安施設実施要領に基づくほか、<b>設計図書</b>及び監督職員の<b>指示</b>に従い、一般通行車両への安全対策並びに使用人等の保安に万全を期さなければならない。</p> <p>6 受注者は、首都高速道路上で清掃業務を行う場合は、事前に補修工事等調整システムに入力するとともに他の工事との調整を図らなければならない。なお、首都高速道路以外の道路との管理境で作業を行う場合については監督職員の<b>指示</b>に従わなければならない。</p> <p>7 受注者は、首都高速道路上での作業開始時間帯が<b>設計図書</b>に明記されていない場合は、監督職員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p>8 受注者は<b>チェックシートにより</b>、作業前ミーティング等において、運転者の運転免許証、健康状態、酒気帯びの有無をチェックするなど、運転者の法令遵守及び安全管理に努めなければならない。なお、監督職員から<b>チェックシートの提出</b>指示があった場合は、速やかに<b>提出</b>すること。</p>	<p><u>変更</u></p>
<p><b>1.4.10 安全・訓練等の実施</b></p> <p>1 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について(建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年3月19日)及び建設工事の安全対策に関する措置について(建設大臣官房技術調査室 平成4年4月14日)に基づき、清掃業務の着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p> <p>(1)安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育</p> <p>(2)当該清掃業務内容等の周知徹底</p> <p>(3)土木工事安全衛生管理指針等の周知徹底</p> <p>(4)当該清掃業務における現場組織図及び緊急時の体制の<b>確認</b></p> <p>(5)当該清掃業務における災害対策訓練</p> <p>(6)当該清掃業務現場で予想される事故対策</p> <p>(7)その他、安全・訓練等として必要な事項</p> <p>2 受注者は、当該清掃業務の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を清掃作業計画書に記載しなければならない。</p> <p>3 受注者は、安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は作業日報等に記録し、<b>監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。</b></p>	<p><b>1.4.10 安全・訓練等の実施</b></p> <p>1 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について(建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年3月19日)及び建設工事の安全対策に関する措置について(建設大臣官房技術調査室 平成4年4月14日)に基づき、清掃業務の着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p> <p>(1)安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育</p> <p>(2)当該清掃業務内容等の周知徹底</p> <p>(3)土木工事安全衛生管理指針等の周知徹底</p> <p>(4)当該清掃業務における現場組織図及び緊急時の体制の<b>確認</b></p> <p>(5)当該清掃業務における災害対策訓練</p> <p>(6)当該清掃業務現場で予想される事故対策</p> <p>(7)その他、安全・訓練等として必要な事項</p> <p>2 受注者は、当該清掃業務の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を清掃作業計画書に記載しなければならない。</p> <p>3 受注者は、安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は作業日報等に記録し、<b>報告しなければならない。</b></p>	<p><u>変更</u></p>
		(略)
<p><b>第6節 検査員等が行う検査</b></p>	<p><b>第6節 検査員等が行う検査</b></p>	
		(略)
<p><b>1.6.2 しゅん功検査</b></p>	<p><b>1.6.2 しゅん功検査</b></p>	<u>変更</u>

新：道路清掃業務仕様書(2019年04月)	旧：道路清掃業務仕様書(平成30年07月)	改訂内容
<p>1 検査責任者は、清掃契約書第19条第2項に定める期間内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に<b>通知</b>するものとする。</p> <p>2 受注者は、しゅん功検査に必要な資料の<b>提出</b>等について、あらかじめ監督職員と十分打合せを行い、その<b>指示</b>に従わなければならない。</p> <p>3 受注者は、しゅん功検査に必要な人員、機材等を提供しなければならない。</p> <p>4 しゅん功検査の内容 検査員等は、清掃業務を対象として、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)清掃業務の履行について、数量及び履行結果の検査を行う。 (2)清掃業務管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p>5 立会人 (1)検査員等は、検査に当たり、現場代理人のほか、当該現場代理人を指導監督する立場にある役職員の臨場を求めることができる。 (2)検査員等は、検査に当たり、当該清掃業務の受注者のほか、必要に応じ、当該清掃業務に関連する他の工事の受注者の臨場を求めることができる。</p> <p>6 修補 (1)検査責任者は、検査の結果、修補を必要と認めたときは不合格とし、受注者に対し、修補命令書により修補を命ずるものとする。 (2)検査員等は、軽微な修補については、現地において、修補指示書により修補を<b>指示</b>することができる。この場合、修補の完了をもって合格とする。 (3)検査員等は、前号以外のさらに軽微な修補については、現地において口頭で修補を<b>指示</b>することができる。この場合、修補完了後、監督職員の<b>確認</b>を受けなければならない。 (4)受注者は、(1)により、検査責任者から修補命令書により修補を命じられたときは、検査責任者に「工事修補請書」を<b>提出</b>し、命じられた期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに修補完了通知書を検査責任者に<b>提出</b>し、検査責任者の再検査を受けなければならない。 (5)受注者は、(2)により、検査員等から修補指示書により修補を<b>指示</b>されたときは、<b>指示</b>された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了届」を<b>提出</b>し、検査員等の<b>指示</b>する方法により修補完了の<b>確認</b>を受けなければならない。 (6)受注者が、(5)の<b>指示</b>された期間内に修補を完了しなかったときには、当社は、清掃契約書第22条を適用し、工期の翌日もしくは当該修補指示書による<b>指示</b>の日から遅延に対する損害金を徴収することができる。</p>	<p>1 検査責任者は、清掃契約書第19条第2項に定める期間内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に<b>通知</b>するものとする。</p> <p><del>2 受注者は、しゅん功検査を受けるに先立ち、社内において、当該清掃業務の管理について指導・監督する権限を与えられた社内検査責任者による社内検査を実施するとともに、「現場検査カード」を提出しなければならない。</del></p> <p>3 受注者は、しゅん功検査に必要な資料の<b>提出</b>等について、あらかじめ監督職員と十分打合せを行い、その<b>指示</b>に従わなければならない。</p> <p>4 受注者は、しゅん功検査に必要な人員、機材等を提供しなければならない。</p> <p>5 しゅん功検査の内容 検査員等は、清掃業務を対象として、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)清掃業務の履行について、数量及び履行結果の検査を行う。 (2)清掃業務管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p>6 立会人 (1)検査員等は、検査に当たり、現場代理人のほか、当該現場代理人を指導監督する立場にある役職員の臨場を求めることができる。 (2)検査員等は、検査に当たり、当該清掃業務の受注者のほか、必要に応じ、当該清掃業務に関連する他の工事の受注者の臨場を求めることができる。</p> <p>7 修補 (1)検査責任者は、検査の結果、修補を必要と認めたときは不合格とし、受注者に対し、修補命令書により修補を命ずるものとする。 (2)検査員等は、軽微な修補については、現地において、修補指示書により修補を<b>指示</b>することができる。この場合、修補の完了をもって合格とする。 (3)検査員等は、前号以外のさらに軽微な修補については、現地において口頭で修補を<b>指示</b>することができる。この場合、修補完了後、監督職員の<b>確認</b>を受けなければならない。 (4)受注者は、(1)により、検査責任者から修補命令書により修補を命じられたときは、検査責任者に「工事修補請書」を<b>提出</b>し、命じられた期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに修補完了通知書を検査責任者に<b>提出</b>し、検査責任者の再検査を受けなければならない。 (5)受注者は、(2)により、検査員等から修補指示書により修補を<b>指示</b>されたときは、<b>指示</b>された期間内に自らの責任と費用により修補を行い、修補完了後、直ちに「修補完了届」を<b>提出</b>し、検査員等の<b>指示</b>する方法により修補完了の<b>確認</b>を受けなければならない。 (6)受注者が、(5)の<b>指示</b>された期間内に修補を完了しなかったときには、当社は、清掃契約書第22条を適用し、工期の翌日もしくは当該修補指示書による<b>指示</b>の日から遅延に対する損害金を徴収することができる。</p>	
		(略)
<p><b>第2章 道路清掃業務</b></p>	<p><b>第2章 道路清掃業務</b></p>	
<p><b>第1節 一般</b></p>	<p><b>第1節 一般</b></p>	
<p><b>2.1.2 一般事項</b></p> <p>1 受注者は、清掃作業にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようしなければならない。</p> <p>2 作業は定められた時間内に行うものとし、特に高速道路上で行う作業については事故及び渋滞の原因となるので、定められた時間内に完了させなければならない。なお、保安施設の設置及び撤去の必要な作業については、これらの作業を含めて定められた時間内に完了させなければならない。</p> <p>3 受注者は、清掃作業にあたり、1.1.17に規定する清掃作業責任者を定め、1.3.3に定める清掃作業計画書に記載しなければならない。</p> <p>4 受注者は、清掃作業履行場所内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかにその処置について<b>監督職員に報告</b>しなければならない。</p> <p>5 受注者は、監督職員が清掃不良と認めた場合は、再度清掃を行わなければならない。なお、その方法および時期については、監督職員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p>6 受注者は、清掃作業にあたり、使用する水等が通行車両に飛散しないように行わなければならない。また、凍結等により交通に支障を与えるおそれのある場合は、水を使用してはならない。</p> <p>7 受注者は、清掃作業にあたり、洗剤を使用する場合は、中性のものを使用するものとし、使用前に監督職員に品質証明書の<b>確認</b>を受けなければならない。なお、洗剤を使用した場合は、洗剤等の付着物を残さ</p>	<p><b>2.1.2 一般事項</b></p> <p>1 受注者は、清掃作業にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようしなければならない。</p> <p>2 作業は定められた時間内に行うものとし、特に高速道路上で行う作業については事故及び渋滞の原因となるので、定められた時間内に完了させなければならない。なお、保安施設の設置及び撤去の必要な作業については、これらの作業を含めて定められた時間内に完了させなければならない。</p> <p>3 受注者は、清掃作業にあたり、1.1.17に規定する清掃作業責任者を定め、1.3.3に定める清掃作業計画書に記載しなければならない。</p> <p>4 受注者は、清掃作業履行場所内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかにその処置について<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>5 受注者は、監督職員が清掃不良と認めた場合は、再度清掃を行わなければならない。なお、その方法および時期については、監督職員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p>6 受注者は、清掃作業にあたり、使用する水等が通行車両に飛散しないように行わなければならない。また、凍結等により交通に支障を与えるおそれのある場合は、水を使用してはならない。</p> <p>7 受注者は、清掃作業にあたり、洗剤を使用する場合は、中性のものを使用するものとし、使用前に監督職員に品質証明書の<b>確認</b>を受けなければならない。なお、洗剤を使用した場合は、洗剤等の付着物を残さ</p>	<p><b>追加</b></p>

新：道路清掃業務仕様書(2019年04月)	旧：道路清掃業務仕様書(平成30年07月)	改訂内容
<p>ないようにしなければならない。</p> <p>8 受注者は、作業に必要な車両等について車両の名称・規格車種・車両番号及び使用目的等を明記した車両等使用計画を1.3.3に定める清掃作業計画書に記載しなければならない。</p> <p>9 受注者は、路面清掃の作業車輛(機械清掃の場合は、スイーパー、人力清掃の場合は、先行車)にタコグラフを取付け、その作業状況を毎作業後に、<b>整備・保管</b>し、監督職員の<b>請求</b>があった場合は直ちに<b>提示</b>するとともに、検査時に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>10 受注者は、清掃作業中に清掃範囲外の車線において放置しておく危険となる落下物やゴミを発見した場合は、安全を<b>確認</b>し自ら回収にあたるか、または基地等へ連絡して回収にあたるなど適切な措置を講じること。</p>	<p>ないようにしなければならない。</p> <p>8 受注者は、作業に必要な車両等について車両の名称・規格車種・車両番号及び使用目的等を明記した車両等使用計画を1.3.3に定める清掃作業計画書に記載しなければならない。</p> <p>9 受注者は、路面清掃の作業車輛(機械清掃の場合は、スイーパー、人力清掃の場合は、先行車)にタコグラフを取付け、その作業状況を毎作業後に、<b>整備・保管</b>し、監督職員の<b>請求</b>があった場合は直ちに<b>提示</b>するとともに、検査時に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>10 受注者は、清掃作業中に清掃範囲外の車線において放置しておく危険となる落下物やゴミを発見した場合は、安全を確認し自ら回収にあたるか、または基地等へ連絡して回収にあたるなど適切な措置を講じること。</p>	
<p><b>第2節 路面清掃</b></p>	<p><b>第2節 路面清掃</b></p>	
<p><b>2.2.2 一般事項</b></p> <p>1 受注者は、路面清掃の履行については、時期、箇所及び清掃方法について<b>設計図書</b>に明示されていない場合は、監督職員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p>2 受注者は、路面清掃に使用する先行車、路面清掃車には、その稼働状況が<b>確認</b>できるタコグラフを取付けなければならない。</p> <p>3 受注者は、路面清掃完了後は記録写真及びタコグラフを添付した実施報告書を速やかに<b>提出</b>してその<b>確認</b>を受けなければならない。</p> <p>4 受注者は、路面清掃にあたっては、塵埃が<b>排水</b>枿及び側溝等に入り込まないように収集しなければならない。</p>	<p><b>2.2.2 一般事項</b></p> <p>1 受注者は、路面清掃の履行については、時期、箇所及び清掃方法について<b>設計図書</b>に明示されていない場合は、監督職員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p>2 受注者は、路面清掃に使用する先行車、路面清掃車には、その稼働状況が確認できるタコグラフを取付けなければならない。</p> <p>3 受注者は、路面清掃完了後は記録写真及びタコグラフを添付した実施報告書を速やかに<b>提出</b>してその<b>確認</b>を受けなければならない。</p> <p>4 受注者は、路面清掃にあたっては、塵埃が枿及び側溝等に入り込まないように収集しなければならない。</p>	(略) <b>追加</b>
<p></p>	<p></p>	(略)
<p><b>第3節 排水施設清掃</b></p>	<p><b>第3節 排水施設清掃</b></p>	
<p><b>2.3.2 一般事項</b></p> <p>1 受注者は、排水施設清掃にあたり、事前に排水系統を調査しておかなければならない。</p> <p>2 受注者は、高速道路下にある当社管理の排水枿、人孔及び排水管等について、管理区分を調査し<b>確認</b>しなければならない。</p> <p>3 受注者は、排水施設清掃にあたり、排水枿及び排水管等の排水施設の<b>異常</b>、<b>損傷および損失</b>等を見つけたときは、速やかに<b>監督職員に報告</b>しなければならない。</p> <p>4 受注者は、排水施設清掃により発生した土砂及び泥土等は、路面上に飛散させてはならない。</p> <p>5 受注者は、清掃方法について<b>設計図書</b>に明示されていない場合は、主任監督員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p><u>6 受注者は、作業を一般道路上で行う場合は、当該道路の道路管理者及び所轄警察署等と協議し許可条件を遵守しなければならない。</u></p>	<p><b>2.3.2 一般事項</b></p> <p>1 受注者は、排水施設清掃にあたり、事前に排水系統を調査しておかなければならない。</p> <p>2 受注者は、高速道路下にある当社管理の排水枿、人孔及び排水管等について、管理区分を調査し<b>確認</b>しなければならない。</p> <p>3 受注者は、排水施設清掃にあたり、排水枿及び排水管等の排水施設の損傷等<b>異常</b>を見つけたときは、速やかに<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>4 受注者は、排水施設清掃により発生した土砂及び泥土等は、路面上に飛散させてはならない。</p> <p>5 受注者は、清掃方法について<b>設計図書</b>に明示されていない場合は、主任監督員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p>	(略) <b>変更</b>
<p><b>2.3.3 排水枿清掃</b></p> <p>1 受注者は、あらかじめ受注範囲の排水枿の数量・形状寸法・型式・中枿の有無及び破損等の状況を調査し、<b>確認</b>するとともに、損傷が発見された場合は監督職員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>2 受注者は、高架部排水枿の清掃にあたっては、<u>外及び中枿等を取り外し</u>、中枿及び枿内の堆積物を人力により取り除かなければならない。また、外蓋及びチェーン等の破損又は損失を発見したときは、速やかにその状況を<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>3 受注者は、排水枿清掃にあたり<u>取り外した</u>蓋及び中枿等は、作業終了後速やかに所定の位置に戻し、通行車両の妨げとならないようにしなければならない。</p> <p>4 受注者は、排水枿の清掃にあたっては以下について特に注意しなければならない。</p> <p>(1)排水枿の清掃後は確実に蓋を閉め、ラチェットが確実にかかっていることを<b>確認</b>すること。</p> <p>(2)ラチェットが蓋面よりも飛び出していないことを<b>確認</b>すること。</p> <p>(3)蓋を閉める際は、スカートが中箱の上に乗らないように、中箱が中央に設置されていることを<b>確認</b>すること。</p> <p>(4)蓋が枿よりも上に浮き上がっていないことを<b>確認</b>すること。</p> <p>(5)上記(1)から(4)の<b>確認</b>は、作業責任者が行うこと。</p> <p>(6)異常、損傷及び損失等を見つけたときは、速やかに監督職員に<b>報告</b>すること。</p>	<p><b>2.3.3 排水枿清掃</b></p> <p>1 受注者は、あらかじめ受注範囲の排水枿の数量・形状寸法・型式・中枿の有無及び破損等の状況を調査し、<b>確認</b>するとともに、損傷が発見された場合は監督職員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>2 受注者は、高架部排水枿の清掃にあたっては、中枿及び枿内の堆積物を人力により取り除かなければならない。また、外蓋及びチェーン等の破損又は損失を発見したときは、速やかにその状況を<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>3 受注者は、排水枿清掃にあたり、<del>蓋及び中枿等を取り外した</del>場合は、作業終了後速やかに所定の位置に戻し、通行車両の妨げとならないようにしなければならない。</p> <p>4 受注者は、排水枿の清掃にあたっては以下について特に注意しなければならない。</p> <p>(1)排水枿の清掃後は確実に蓋を閉め、ラチェットが確実にかかっていることを<b>確認</b>すること。</p> <p>(2)ラチェットが蓋面よりも飛び出していないことを<b>確認</b>すること。</p> <p>(3)蓋を閉める際は、スカートが中箱の上に乗らないように、中箱が中央に設置されていることを<b>確認</b>すること。</p> <p>(4)蓋が枿よりも上に浮き上がっていないことを<b>確認</b>すること。</p> <p>(5)上記(1)から(4)の<b>確認</b>は、作業責任者が行うこと。</p> <p>(6)異常、損傷及び損失等を見つけたときは、速やかに監督職員に<b>報告</b>すること。</p>	<b>変更</b>

新：道路清掃業務仕様書(2019年04月)	旧：道路清掃業務仕様書(平成30年07月)	改訂内容
<p>5 受注者は、作業を一般道路上で行う場合は、当該道路の道路管理者及び所轄警察署等と協議し許可条件を遵守しなければならない。</p>	<p>5 受注者は、作業を一般道路上で行う場合は、当該道路の道路管理者及び所轄警察署等と協議し許可条件を遵守しなければならない。</p>	
<p><b>2.3.4 横断排水溝清掃</b></p> <p>1 受注者は、あらかじめ受注範囲の横断排水溝の数量・形状及び状況を調査し、<b>確認</b>するとともに、<b>異常</b>、<b>損傷および損失等</b>が発見された場合は監督職員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>2 受注者は、横断排水溝の清掃に当たり、取り外したグレーチング蓋は作業終了後速やかに所定の位置に戻し、通行車両の妨げにならないようにしなければならない。</p>	<p><b>2.3.4 横断排水溝清掃</b></p> <p>1 受注者は、あらかじめ受注範囲の横断排水溝の数量・形状及び状況を調査し、<b>確認</b>するとともに、<b>損傷</b>が発見された場合は監督職員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>2 受注者は、横断排水溝の清掃に当たり、取り外したグレーチング蓋は作業終了後速やかに所定の位置に戻し、通行車両の妨げにならないようにしなければならない。</p>	
<p><b>2.3.5 排水管清掃</b></p> <p>1 受注者は、あらかじめ受注範囲の排水系統、形状寸法、数量及び破損等の状況を調査し、<b>確認</b>するとともに、<b>損傷</b>が発見された場合は監督職員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>2 受注者は、高架部排水管の清掃にあたっては、排水樹の清掃を同時に行わなければならない。</p> <p>3 受注者は、高架部排水管清掃後、排水管からの漏水、溢水等の有無を<b>確認</b>し、異常があった場合は必ず<b>監督職員に報告</b>しなければならない。</p> <p>4 受注者は、特殊排水管、鋼製排水溝、伸縮装置及びジョイントビット等特殊部の清掃方法については、1.3.3に規定する清掃業務計画書に記載しなければならない。</p> <p>5 受注者は、土工部排水管の清掃方法について、<b>設計図書</b>に明示されていない場合は、監督職員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p>6 受注者は、土工部管渠清掃後、管渠の状態を<b>確認</b>し、異常があれば速やかに<b>監督職員に報告</b>しなければならない。</p> <p>7 オートガードの蓋の開閉時は、セットピンの抜き差しを確実にを行い破損のないよう慎重に取扱い、作業終了後は所定の位置に収め、ガタツキが無いか<b>確認</b>すること。</p>	<p><b>2.3.5 排水管清掃</b></p> <p>1 受注者は、あらかじめ受注範囲の排水系統、形状寸法、数量及び破損等の状況を調査し、<b>確認</b>するとともに、<b>損傷</b>が発見された場合は監督職員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>2 受注者は、高架部排水管の清掃にあたっては、排水樹の清掃を同時に行わなければならない。</p> <p>3 受注者は、高架部排水管清掃後、排水管からの漏水、溢水等の有無を<b>確認</b>し、異常があった場合は必ず<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>4 受注者は、特殊排水管、鋼製排水溝、伸縮装置及びジョイントビット等特殊部の清掃方法については、1.3.3に規定する清掃業務計画書に記載しなければならない。</p> <p>5 受注者は、土工部排水管の清掃方法について、<b>設計図書</b>に明示されていない場合は、監督職員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p>6 受注者は、土工部管渠清掃後、管渠の状態を<b>確認</b>し、異常があれば速やかに<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>7 オートガードの蓋の開閉時は、セットピンの抜き差しを確実にを行い破損のないよう慎重に取扱い、作業終了後は所定の位置に収め、ガタツキが無いか<b>確認</b>すること。</p> <p><del>8 作業を一般道路上で行う場合は、当該道路の道路管理者及び所轄警察署等と協議し許可条件を遵守しなければならない。</del></p>	<p><b>変更</b></p>
<p><b>第4節 トンネル清掃</b></p>	<p><b>第4節 トンネル清掃</b></p>	
<p><b>2.4.2 トンネル清掃</b></p> <p>1 受注者は、あらかじめ受注区域内のトンネル面壁面積の数量を清掃方法の分類毎に調査し、<b>確認</b>しなければならない。</p> <p>2 受注者は、トンネル清掃作業中にタイル面、側面、天井等に剥離、脱落のおそれのある箇所を発見したときは、通行車両に危険のないよう処置するとともに、速やかに<b>監督職員に報告</b>しなければならない。</p> <p>3 受注者は、使用する水が通行車両に飛散しないよう十分注意して行わなければならない。</p> <p>4 受注者は、トンネル清掃にあたり、付属施設を破損させたり、浸水等により機能を低下させないように行わなければならない。</p> <p>5 受注者は、トンネル清掃において、機械清掃が不可能なタイル面及び冬期間のタイル面は、人力により清掃しなければならない。</p> <p>6 受注者は、トンネル清掃において、タイル面を機械清掃するときは、路面凍結により交通に支障を与える恐れがあるので監督職員の<b>指示</b>がある場合を除き、冬期間は行ってはならない。</p> <p>7 受注者は、トンネル清掃にあたり、全断面清掃を行う場合は、1車線を確保しながら半断面毎に行わなければならない。</p> <p>8 受注者は、トンネル清掃にあたり、全断面清掃を行う場合は、監督職員の<b>指示</b>がある場合を除き、トンネル内壁面(タイル面を除く)及び天井を清掃しなければならない。</p>	<p><b>2.4.2 トンネル清掃</b></p> <p>1 受注者は、あらかじめ受注区域内のトンネル面壁面積の数量を清掃方法の分類毎に調査し、<b>確認</b>しなければならない。</p> <p>2 受注者は、トンネル清掃作業中にタイル面、側面、天井等に剥離、脱落のおそれのある箇所を発見したときは、通行車両に危険のないよう処置するとともに、速やかに<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>3 受注者は、使用する水が通行車両に飛散しないよう十分注意して行わなければならない。</p> <p>4 受注者は、トンネル清掃にあたり、付属施設を破損させたり、浸水等により機能を低下させないように行わなければならない。</p> <p>5 受注者は、トンネル清掃において、機械清掃が不可能なタイル面及び冬期間のタイル面は、人力により清掃しなければならない。</p> <p>6 受注者は、トンネル清掃において、タイル面を機械清掃するときは、路面凍結により交通に支障を与える恐れがあるので監督職員の<b>指示</b>がある場合を除き、冬期間は行ってはならない。</p> <p>7 受注者は、トンネル清掃にあたり、全断面清掃を行う場合は、1車線を確保しながら半断面毎に行わなければならない。</p> <p>8 受注者は、トンネル清掃にあたり、全断面清掃を行う場合は、監督職員の<b>指示</b>がある場合を除き、トンネル内壁面(タイル面を除く)及び天井を清掃しなければならない。</p>	<p>(略)</p> <p><b>追加</b></p>
<p><b>第5節 付属施設清掃</b></p>	<p><b>第5節 付属施設清掃</b></p>	
<p><b>2.5.2 一般事項</b></p> <p>1 受注者は、ガードレール、遮音壁(透明板を含む)、眩惑防止フェンス、化粧板及び目隠板の道路付属物の清掃方法については、<b>設計図書</b>に明示されていない場合は、監督職員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p>2 受注者は、道路付属物清掃にあたり、道路付属物の取付ボルト等に<b>異常</b>、<b>損傷及び損失等</b>を発見したときは、速やかに<b>監督職員に報告</b>しなければならない。</p> <p>3 受注者は、使用する水が通行車両に飛散しないよう十分注意して行わなければならない。</p>	<p><b>2.5.2 一般事項</b></p> <p>1 受注者は、ガードレール、遮音壁(透明板を含む)、眩惑防止フェンス、化粧板及び目隠板の道路付属物の清掃方法については、<b>設計図書</b>に明示されていない場合は、監督職員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p>2 受注者は、道路付属物清掃にあたり、道路付属物の取付ボルト等に<b>異常</b>を発見したときは、速やかに<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>3 受注者は、使用する水が通行車両に飛散しないよう十分注意して行わなければならない。</p>	<p>(略)</p> <p><b>追加</b></p>



新：道路清掃業務仕様書(2019年04月)	旧：道路清掃業務仕様書(平成30年07月)	改訂内容
<p><b>2.5.3 ガードレール清掃</b></p> <p>1 受注者は、あらかじめ受注範囲のガードレールの延長を機械清掃可能箇所と人力清掃の2種類に分類して調査し、<b>確認</b>しなければならない。また、<b>異常、損傷及び損失</b>等が発見された場合は、監督職員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>2 作業は、ガードレールの表面を中性洗剤(0.3%溶液)で洗浄した後、水洗いするものとする。</p> <p>3 冬期の作業は路面凍結により交通に支障を与える恐れがあるので、監督職員の<b>指示</b>がある場合を除き、行ってはならない。</p> <p>4 高架下及び一般街路上の清掃は、人力で行うものとする。</p>	<p><b>2.5.3 ガードレール清掃</b></p> <p>1 受注者は、あらかじめ受注範囲のガードレールの延長を機械清掃可能箇所と人力清掃の2種類に分類して調査し、<b>確認</b>しなければならない。また、損傷等が発見された場合は、監督職員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>2 作業は、ガードレールの表面を中性洗剤(0.3%溶液)で洗浄した後、水洗いするものとする。</p> <p>3 冬期の作業は路面凍結により交通に支障を与える恐れがあるので、監督職員の<b>指示</b>がある場合を除き、行ってはならない。</p> <p>4 高架下及び一般街路上の清掃は、人力で行うものとする。</p>	追加
<p><b>2.5.4 遮音壁・透明板清掃</b></p> <p>1 遮音壁清掃の作業は、路面又は作業車の荷台の上から人力によりブラシ等で壁面の塵芥等を除去した後、モップを使用して繰り返し拭き上げるものとする。</p> <p>2 <u>受注者は、遮音壁・透明板清掃にあたり、道路付属物の取付ボルト等に異常、損傷及び損失等が発見したときは、速やかに監督職員に報告しなければならない。</u></p> <p>3 遮音壁の高所部分は、高所作業車(機械足場)等を使用し、この上から作業を行うものとする。</p> <p>4 透明板清掃は、水を使用するので、路面凍結の恐れがある冬期間には十分注意しなければならない。</p> <p>5 透明板清掃の外側清掃作業時にオーバーフェンス車を使用する場合は、作業員の落下防止対策を施すと共に、作業用具・洗浄水等の落下防止に十分注意しなければならない。</p>	<p><b>2.5.4 遮音壁・透明板清掃</b></p> <p>1 遮音壁清掃の作業は、路面又は作業車の荷台の上から人力によりブラシ等で壁面の塵芥等を除去した後、モップを使用して繰り返し拭き上げるものとする。</p> <p>2 遮音壁の高所部分は、高所作業車(機械足場)等を使用し、この上から作業を行うものとする。</p> <p>3 透明板清掃は、水を使用するので、路面凍結の恐れがある冬期間には十分注意しなければならない。</p> <p>4 透明板清掃の外側清掃作業時にオーバーフェンス車を使用する場合は、作業員の落下防止対策を施すと共に、作業用具・洗浄水等の落下防止に十分注意しなければならない。</p>	変更
		(略)